



山形県公報

平成24年2月10日（金）
第2316号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………（財 政 課）…135
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（ 同 ）…136
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…同
- 同……………（ 同 ）…同
- 公共測量の実施の通知……………（用 地 課）…137
- 公共測量の終了の通知……………（ 同 ）…同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（庄内総合支庁地域振興課）…同
- 同……………（ 同 ）…138
- 県営住宅入居者の一般公募……………（最上総合支庁建築課）…同
- 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する  
公告……………（会 計 局）…141

## 告 示

### 山形県告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成24年2月20日山形市に招集する。

平成24年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第121号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日   |
|-------------------|---------------------|-------------|
| ち ば く り ニ ッ ク     | 山形市元木二丁目9番39号       | 平成24. 1. 12 |

## 山形県告示第122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地  | 廃止年月日       |
|-----------|-------------|-------------|
| ちば往診クリニック | 山形市小姓町7番15号 | 平成24. 1. 11 |

## 山形県告示第123号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地            | 事業所の名称及び所在地                             | 障害福祉サービスの種類 | 定員 | 指定年月日       |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-------------|----|-------------|
| 特定非営利活動法人はんどめいど糸蔵楽<br>東田川郡三川町大字横山字大正1番地 | 特定非営利活動法人はんどめいど糸蔵楽<br>東田川郡三川町大字横山字大正1番地 | 生活介護        | 6名 | 平成24. 1. 27 |

## 山形県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年2月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成24年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 溝延河原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                      | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長      |
|--------------------------|------|--------------------|----------|
| 寒河江市字下河原168番2から<br>同 上まで | 旧    | 35.2メートル<br>} 18.6 | 20.0メートル |
| 同 上                      | 新    | 19.6メートル<br>} 18.6 | 12.2メートル |

## 山形県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年2月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成24年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江村山線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長       |
|-----------------|---|------|----------|----------|
| 寒河江市字中河原127番1から |   | 旧    | 26.0メートル | 36.4メートル |
| 同 132番1まで       |   |      | 44.8     |          |
| 同               | 上 | 新    | 26.0メートル | 同上       |
|                 |   |      | 46.5     |          |

## 山形県告示第126号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域  
酒田市上野曾根地域
- 公共測量を実施する期間  
平成24年2月2日から同年3月26日まで
- 作業の種類  
公共測量（道路計画図作成）

## 山形県告示第127号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施した地域  
鶴岡市荒沢地域
- 公共測量を実施した期間  
平成23年7月26日から平成24年1月13日まで
- 作業の種類  
公共測量（一般県道鶴岡村上線の整備に伴う道路台帳の作成）

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 申請のあった年月日  
平成24年1月26日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名称  
特定非営利活動法人 アシスト
  - 代表者の氏名  
阿部 重保
  - 主たる事務所の所在地  
酒田市みずほ二丁目8番地の4

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人及びその家族を対象に、地域の中で安心して心豊かな生活ができるように支援し、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会作りと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 申請のあった年月日

平成24年1月27日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名称

特定非営利活動法人 光の子

## (2) 代表者の氏名

富塚 美知

## (3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市大塚町28番40号E棟

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害のある子ども達に対し、日常生活を、できるだけ自立できるような生活習慣と、集団生活で適応できる能力を身につけるよう、個々の能力に応じた訓練及び支援をすることにより、よりよい社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要          |                                    |
|-----------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|
|                 |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |
| 県営三吉町アバ<br>ート2号 | 新庄市金沢1612<br>-2 | 3DK  | 54.6                          | 1    | 一般用 | 12,800<br>円             | 14,700<br>円                        | 16,900<br>円                        | 19,000<br>円                        | 21,700<br>円 | 25,100<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年2月13日から同月17日まで（ただし、郵送の場合は、平成24年2月17日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
新庄市金沢字大道上2034  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所

## 5 入居の時期 平成24年4月上旬

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される平成24年度における山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、有効期間が平成25年3月31日までの競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

平成24年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 調達する物品等及び特定役務の種類

### (1) 物品等の種類

貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電機・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車付属品・自転車類、印刷類、地図・青写真・複写類、燃料類、道路標識・安全保安用品類、船舶・航空機類、古物・不用品買受類、その他

### (2) 特定役務の種類

自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サービス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

## 2 競争入札参加者の資格

1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。

## 3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

## 4 申請の方法

### (1) 申請書用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### (2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。

イ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては身分証明書及び登記されていないことの証明書

ロ 印鑑証明書

ハ 納税証明書（県内に事業所を有する法人にあつては法人県民税及び法人事業税並びに法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有しない法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有する個人にあつては個人事業税並びに申告所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有しない個人にあつては申告所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書）

ニ 使用印鑑届（使用印鑑を設定する場合に限る。）

ホ 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限を営業所等に委任する場合に限る。）

ヘ 県内事業所一覧表（県内に事業所を有する場合に限る。）

ト 取扱いメーカー一覧表

チ 代理店・特約店証明書

リ 印刷機材等設備明細書（印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。）

ヌ 契約履行実績一覧表

ル 営業許可・認可証等の写し

ヲ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類（以下「財務諸表」という。）

## ワ 社会保険・労働保険加入状況一覧表

## (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

## 5 資格審査及び結果の通知

(1) 資格審査は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。

(2) 資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。

## 6 資格の有効期間及び更新手続

## (1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から平成25年3月31日までとする。

## (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第1項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。